①国名	リベリア共和国 Republic of Liberia (LR)
②名称	Liberia Intellectual Property Office (LIPO)
③所在地	Old Labor Ministry Building U.N. Drive Monrovia
④連絡先	(電話) (231) 775 53 35 95 (Fax)(231) 770 32 90 24 (E-mail) liberiaindustrialproperty@gmail.com(internet) https://lipo.gov.lr/
⑤組織の長	Acting Director General：Mrs. Garmai Koboi
⑥沿革	(1) 1847 年に独立。米国憲法を手本に憲法を制定。 (2) 1972 年 5 月 14 日に特許、著作権及び商標法が制定され、1972 年 8 月 12 日から施行された。 (3) 1984 年 7 月 3 日新憲法が国民投票で採択された。新憲法には知的財産についての規定はないが、第 20 条に私有財産の保護が規定されている。 (4) 2003 年 4 月 30 日に新しい工業所有権法（Industrial Property Act of Liberia）が施行された。また、この新しい工業所有権法の規定に基き工業所有権庁が設立された。 (5) 2003 年 4 月 30 日に施行された新しい工業所有権法には著作権の規定は含まれず、著作権は独立法となった。 (6) リベリアは、2010 年 3 月 14 日に ARIPO に加盟し、17 番目の加盟国となった。 (5) 2016 年に著作権を含む知的財産法（INTELLECTUAL PROPERTY ACT）が制定され、所管は新たに発足したリベリア知的財産庁となった。
⑦所管	特許権、意匠権、商標権、商号、地理的表示、集積回路配置権、著作権、伝統的知識

⑩加盟条約

WIPO	ベルヌ	ブリュッセル	フィルム登録	ﾏﾄﾞﾘｯﾄﾞ(原産地表示)
1989/3/8	1989/3/8			
ﾅｲﾛﾋﾞ(ｵﾘﾝﾋﾟｯｸ)	パリ	PLT	レコード保護	ローマ
	1994/8/27	2017/1/4	2005/12/16	2005/12.16
シンガポール	TLT	ワシントン	WCT(著作権)	WPPT(演奏及びﾚｺｰﾄﾞ)
ブタペスト	ヘーグ			リスボン
	ロンドンアクト	ヘーグアクト	ジュネーブアクト	
マドリッド(標章)	マドプロ	PCT	ロカルノ	ニース
1995/12/25	2009/12/11	1994/8/27		
ストラスブール	ウィーン	WTO		
		2016/7/14		

①国名	リベリア共和国 Republic of Liberia (LR)

⑪統計データ

出願件数		2020 年	2021 年	2022 年	2023 年
特許	全数			212	158
	（内　外国出願）			212	158
	（内　日本から）				
	（内　PCT ルート）			212	158
意匠	全数			42	34
	（内　外国出願）			38	17
	（内　日本から）				
商標	全数	704	681	1,480	881
	（内　外国出願）	704	681	828	717
	（内　日本から）	15	16	12	11

登録件数		2020 年	2021 年	2022 年	2023 年
特許	全数			212	158
	（内　外国出願）			212	158
	（内　日本から）				
	（内　PCT ルート）			212	158
意匠	全数			42	34
	（内　外国出願）			38	17
	（内　日本から）				
商標	全数	739	662	1,485	917
	（内　外国出願）	739	662	867	780
	（内　日本から）	14	20	14	15

出典：WIPO IP Statistics

⑫　組　　織

〈組織図〉

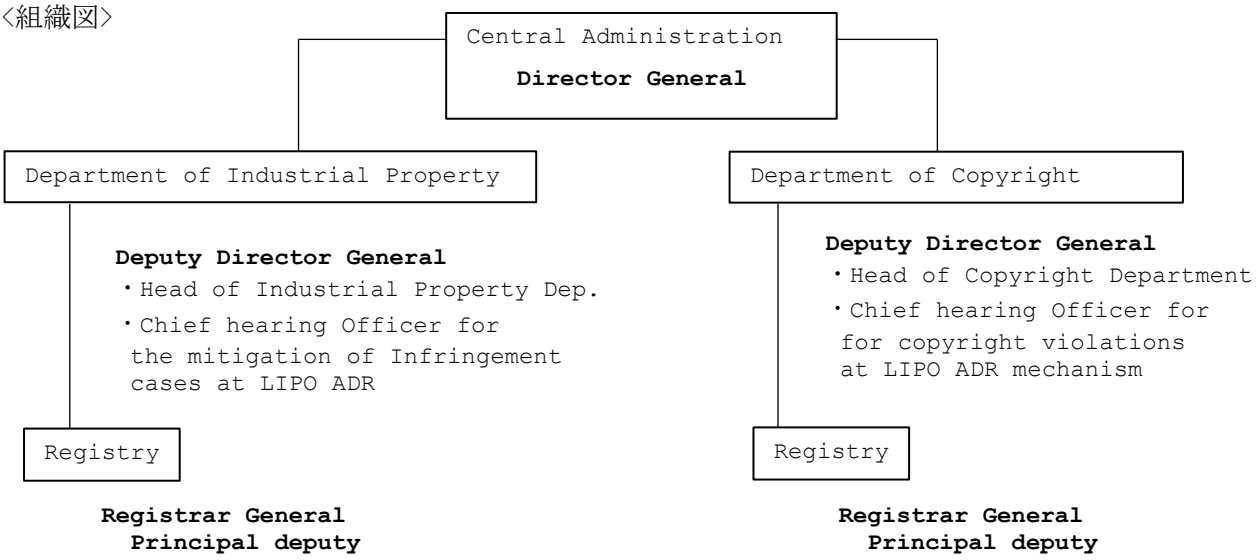

出典：https://lipo.gov.lr/leadership/

①国名	リベリア共和国 Republic of Liberia (LR)	
特許制度	②最新特許法の施行年月日	2016年施行　(2016年リベリア知的財産法)
	③地理的効力の範囲	リベリア国内のみ
	④他国制度との関係	ARIPO加盟国、特許協力条約（PCT）締約国、ハラレ議定書締約国
	⑤出願人資格	発明者及び承継人。特段の契約がない限り雇用契約に基づく発明は雇用者に帰属し、従業員（発明者）は対価を受け取る権利がある。 （知的財産法第13.4条(a)(d)(e)）
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。リベリア知的財産庁は送達宛先及び代理人の選任について、同盟国民の内国民待遇の例外を適用する旨、定められている。 （知的財産法第8.2条(a)及び(c)）
	⑦出願言語	英語（公用語）
	⑧特許権の存続期間及び起算日	出願日から20年。 （知的財産法第13.12条）
	⑨新規性の判断基準	内外国公知公用、内外国刊行物 （知的財産法第13.3条(d)）
	⑩ｸﾞﾚｰｽﾋﾟﾘｵﾄﾞ	出願日(優先日)の12月前の開示、出願人若しくはその前の権利者（出願人等）による出願手続以外の開示又は出願人等に対して第三者が権利濫用によってなされた開示は新規性喪失の例外とされる。 （知的財産法第13.3条(e)）
	⑪非特許対象	(1) 発見、科学的法則、数学の方法。 (2) 商取引を行うための計画、規則又は方法、純粋な心理的行為又はゲームの方法 (3) 天然物及び天然物から分離された物質。ただし、当該分離方法は除く。 (4) コンピュータプログラム及びその情報の提示 (5) 人間又は動物に対する治療又は診断の方法。ただし、当該方法に用いられる製品は除く。 (6) 動植物の品種 (7) 公序良俗に反する発明 (8) 植物、動物又はその一部を生産するための本質的に生物学的方法。ただし、微生物学的方法は除く。 （知的財産法第13.2条）
	⑫実体審査の有無及び審査事項	有。新規性及び進歩性について審査される。(知的財産法第13.3条) 長官は、本願の外国出願に関するサーチレポート及び審査結果を翻訳文とともに提出を求めることができる（知的財産法第13.7条(e)及び第13.9条(d)(e)(f)）
	⑬審査請求制度の有無	有。出願日から36月以内に請求することができる。 （知的財産法第13.9条(d)）
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。条文中に優先審査制度、早期審査制度についての規定はない。
	⑮出願公開制度の有無	有。出願から18月後に公開される。 （知的財産法第13.9条(g)）
	⑯異議申立制度の有無	有。出願の公開から特許査定までの間、利害関係人は長官に異議を申し立てることができる。(知的財産法第13.9条(k))

①国名	リベリア共和国 Republic of Liberia (LR)	
特許制度	⑰無効審判制度の有無	有。利害関係人が長官又は裁判所に無効を申し立てることができる。 （知的財産法第 13.14 条）
	⑱実施義務	有。出願日から 4 年、又は登録日から 3 年のいずれか遅い方の日までの不実施は、強制ライセンスの対象となる。（知的財産法第 13.13 条）
	⑲費用 単位　LRD (リベリア・ドル)	[出願から登録までに掛かる費用] （情報が得られませんでした。） [特許権維持に掛かる費用] （情報が得られませんでした。）
	⑳料金減免措置の有無	（情報が得られませんでした。）
	㉑PCT における国内料金減額措置の有無	（情報が得られませんでした。）

①国名	リベリア共和国 Republic of Liberia (LR)	
実用新案制度	②最新実用新案法の施行年月日	2016年施行　(2016年リベリア知的財産法) 知的財産法第13.27条には特許の規定を準用する旨、定められている。 以下には第13.27条の記載を省略する。
	③地理的効力の範囲	リベリア国内のみ
	④他国制度との関係	ARIPO加盟国、特許協力条約（PCT）締約国、ハラレ議定書締約国
	⑤出願人資格	発明者及び承継人。特段の契約がない限り雇用契約に基づく発明は雇用者に帰属し、従業員（発明者）は対価を受け取る権利がある。 （知的財産法第13.4条(a)(d)(e)）
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。リベリア知的財産庁は送達宛先及び代理人の選任について、同盟国民の内国民待遇の例外を適用する旨、定められている。 （知的財産法第8.2条(a)及び(c)）
	⑦出願言語	英語（公用語）
	⑧実用新案権の存続期間及び起算日	出願日から10年。 （知的財産法第13.28条）
	⑨新規性の判断基準	内外国公知公用、内外国刊行物 （知的財産法第13.3条(d)）
	⑩ｸﾞﾚｰｽﾋﾟﾘｵﾄﾞ	出願日(優先日)の12月前の開示、出願人若しくはその前の権利者（出願人等）による出願手続以外の開示又は出願人等に対して第三者が権利濫用によってなされた開示は新規性喪失の例外とされる。 （知的財産法第13.3条(e)）
	⑪不登録対象	(1) 発見、科学的法則、数学の方法。 (2) 商取引を行うための計画、規則又は方法、純粋な心理的行為又はゲームの方法 (3) 天然物及び天然物から分離された物質。ただし、当該分離方法は除く。 (4) コンピュータプログラム及びその情報の提示 (5) 人間又は動物に対する治療又は診断の方法。ただし、当該方法に用いられる製品は除く。 (6) 動植物の品種 (7) 公序良俗に反する発明 (8) 植物、動物又はその一部を生産するための本質的に生物学的方法。ただし、微生物学的方法は除く。 （知的財産法第13.2条）
	⑫実体審査の有無及び審査事項	有。新規性及び進歩性について審査される。(知的財産法第13.3条) 長官は、本願の外国出願に関するサーチレポート及び審査結果を翻訳文とともに提出を求めることができる（知的財産法第13.7条(e)及び第13.9条(d)(e)(f)）
	⑬審査請求制度の有無	有。出願日から36月以内に請求することができる。 （知的財産法第13.9条(d)）
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。条文中に優先審査制度、早期審査制度についての規定はない。
	⑮出願公開制度の有無	有。出願から18月後に公開される。 （知的財産法第13.9条(g)）
	⑯異議申立制度の有無	有。出願の公開から付与までの間、利害関係人は長官に異議を申し立てることができる。(知的財産法第13.9条(k))

①国名	リベリア共和国 Republic of Liberia (LR)	
実用新案制度	⑰無効審判制度の有無	有。利害関係人が長官又は裁判所に無効を申し立てることができる。 （知的財産法第 13.14 条）
	⑱実施義務	有。出願日から 4 年、又は登録日から 3 年のいずれか遅い方の日までの不実施は、強制ライセンスの対象となる。（知的財産法第 13.13 条）
	⑲費用 単位　LRD (リベリア・ドル)	[出願から登録までに掛かる費用] （情報が得られませんでした。） [特許権維持に掛かる費用] （情報が得られませんでした。）
	⑳料金減免措置の有無	（情報が得られませんでした。）
	㉑PCT における国内料金減額措置の有無	（情報が得られませんでした。）
	備考	実用新案登録証の付与又は拒絶の査定前であれば特許に変更することができ、出願日は維持される。また、同様に特許から実用新案への変更も可能。この変更は 1 回に限る。（知的財産法第 13.29 条）

①国名	リベリア共和国 Republic of Liberia (LR)	
意匠制度	②最新意匠法の施行年月日	2016 年施行　(2016 年リベリア知的財産法)
	③地理的効力の範囲	リベリア国内のみ
	④他国制度との関係	ARIPO 加盟国、、ハラレ議定書締約国
	⑤出願人資格	発明者及び承継人。特段の契約が無い限り、雇用契約に基づく意匠を受ける権利は雇用者に帰属し、従業員（創作者）は対価を受け取る権利がある。(知的財産法第 12.3 条)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。リベリア知的財産庁は送達宛先及び代理人の選任について、同盟国民の内国民待遇の例外を適用する旨、定められている。 （知的財産法第 8.2 条(a)及び(c)）
	⑦出願言語	英語（公用語）
	⑧意匠権の存続期間及び起算日	出願日から 10 年。更に 10 年期間延長できる。(最長 20 年) （知的財産法第 12.7 条）
	⑨新規性判断の基準	内外国公知公用、内外国刊行物 （知的財産法第 12.2 条）
	⑩ｸﾞﾚｰｽﾋﾟﾘｵﾄﾞ	出願日(優先日)の 12 月前の開示、出願人若しくはその前の権利者（出願人等）による開示又は出願人等に対して第三者が権利濫用によってなされた開示は新規性喪失の例外とされる。(知的財産法第 12.1 条(d))
	⑪不登録対象	次の事項が規定されている。 ・技術的又は機能的特徴のみからなる意匠 ・公序良俗に反する意匠。(知的財産法第 12.1 条)
	⑫実体審査の有無	有。 （知的財産法第 12.5 条(b)）
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮部分意匠制度の有無	有。 （知的財産法第 12.2 条(c)）
	⑯関連意匠制度の有無	無。ただし、同一区分に 100 件までの意匠を含めることができる。 （知的財産法第 12.4 条(d)）
	⑰「組物」の意匠制度の有無	無。
	⑱意匠分類	国際分類を採用している。 （知的財産法第 12.4 条(c)）
	⑲出願公開制度の有無	無。公開制度はなく、登録が公告される。 （知的財産法第 12.5 条(e)）
	⑳秘密意匠制度の有無	有。出願人からの請求に基づき、出願日から 30 月を超えない範囲で公開を延期することができる。(知的財産法第 12.4 条(d))
	㉑異議申立制度の有無	無。
	㉒無効審判制度の有無	有。利害関係人は長官又は裁判所に無効を訴えることができる。 （知的財産法第 12.8 条(a)）
	㉓登録表示義務	無。

①国名	リベリア共和国 Republic of Liberia (LR)	
意匠制度	㉔費用 単位　LRD (リベリア・ドル)	［出願から登録までに掛かる費用］ （情報が得られませんでした。） ［意匠権の維持に掛かる費用］ （情報が得られませんでした。）
	㉕料金減免措置の有無	（情報が得られませんでした。）

①国名	リベリア共和国 Republic of Liberia (LR)	
商標制度	②最新商標法の施行年月日	2016 年施行　(2016 年リベリア知的財産法)
	③地理的効力の範囲	リベリア国内のみ
	④他国制度との関係	ARIPO 加盟国、マドリッドプロトコール締約国、バンジュール議定書締約国
	⑤商標法の保護対象	商品商標、役務商標（以上、知的財産法第 10.1 条(a))、団体商標(同法第 10.11 条)、認証商標(同法第 10.12 条)、商号(同法第 10.13 条)
	⑥商標の種類	文字、記号、図形、立体、色彩及びこれらの組み合わせ （知的財産法第 10.1 条(b)）
	⑦出願人資格	標章を使用する者（自然人、法人）
	⑧権利付与の原則	先願主義
	⑨本国登録要件	(情報が得られませんでした)
	⑩現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。リベリア知的財産庁は送達宛先及び代理人の選任について、同盟国民の内国民待遇の例外を適用する旨、定められている。 （知的財産法第 8.2 条(a)及び(c)）
	⑪出願言語	英語
	⑫商標権の存続期間及び起算日	出願日から 10 年。10 年間ごとに更新できる。 （知的財産法第 10.9 条）
	⑬ｸﾞﾚｰｽﾋﾟﾘｵﾄﾞ	(情報が得られませんでした)
	⑭不登録対象	(1) 識別性を有しない標章 (2) 公序良俗に反する標章 (3) 商品及び役務の起源並びに性質について、公衆に誤認を起こす標章 (4) 国家又は国内若しくは国際の機関の名称若しくは略称、旗、紋章、象徴若しくは記章を模倣するか又はそれと類似する標章(権利者から合意を得た場合を除く) (5) リベリアにおいて周知な商標又は商号の標章と同一、類似又は翻訳された標章。ただし、指定商品・役務が異なる場合は、周知な商標又は商号の識別性又は信用を不当に利用、希釈又はその他の損害を与える場合に限る。 (6) 異なる所有者によつ標章の使用が既に登録されている商標、商号、地理的表示、著作権及び意匠権その他の知的財産権を侵害する場合。 (7) 悪意の出願又は登録により不正競争行為を強化又は促進する場合。 （知的財産法第 10.2 条）
	⑮防護標章制度の有無	無。
	⑯周知商標制度の有無	有。 （知的財産法第 10.14 条）
	⑰一出願多区分制度の有無	有。1 つの出願で複数区分の商標出願ができる。 （知的財産法第 10.5 条(b)(iii)）
	⑱実体審査の有無及び審査事項	有。 （知的財産法第 10.6 条(a)）
	⑲審査請求制度の有無	無。

①国名	リベリア共和国 Republic of Liberia (LR)	
商標制度	⑳優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	㉑出願公開制度の有無	無。出願公開制度ではなく、実体審査終了後、公告される。 （知的財産法第 10.6 条(d)）
	㉒異議申立制度の有無	有。利害関係人が所定の期間内（具体的な情報なし）、長官に異議を申し立てることができる。(知的財産法第 10.6 条(e))
	㉓無効審判制度の有無	有。利害関係人が悪意のある登録を除き、登録から 5 年以内に長官に無効を請求することができる。(知的財産法第 10.10 条(a)-(d))
	㉔不使用取消制度の有無	有。理由なく継続して 3 年以上不使用の場合、長官は登録を取り消すことができる。(知的財産法第 10.10 条(e))
	㉕商標分類	国際分類を使用している。ニース協定には未加盟。 （知的財産法第 10.5 条(b)）
	㉖図形要素の分類	無。
	㉗譲渡要件	有。商標は、使用される事業の営業権又は当該商標に象徴される商品の使用に関連する事業の営業権の一部とともに、譲渡することができる。(知的財産法第 10.16 条(c))
	㉘費用 単位　LRD (リベリア・ドル)	[出願から登録までに掛かる費用] 　出願料　（情報が得られませんでした。） [商標権の維持に掛かる費用] 　更新料　（情報が得られませんでした。）
	㉙料金減免措置の有無	（情報が得られませんでした。）
	備考	マドリッドプロトコールの国際登録簿に登記され、リベリアを指定国とする商標は、リベリアの商標登録簿に登記された商標と同じ効力を有する。(知的財産法第 10.31 条)